

【新旧対照表】JALカードショッピングマイル特約店規約の主な改定箇所

| 改定箇所 | 現行版 | 改定版 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|-----------|----------------|-----|---------|-----------------------------|-------|-----------|----------|--------------|-------------|--------|-----------------------|--|--|---|--------|--------|----------------|-----|---------|-----------------------------|-------|-----------|----------|--------------|-------------|--------|-----------------------|--|--|
| 第2条 | 第2条(目的) JALカードショッピングマイル特約店制度は、(株)JALカードが他のカード会社等と提携して発行するクレジットカードの会員の特典の向上及び特約店における会員のカード利用を通じた当該特約店の販売促進を図るために設けられた制度です。 | 第2条(目的) JALカードショッピングマイル特約店制度は、(株)JALカードが他のカード会社等と提携して発行するクレジットカードの会員の特典・サービスの向上及び特約店における会員のカード利用を通じた当該特約店の販売促進を図るために設けられた制度です。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3条 | 第3条(用語の定義) 1.「会員」とは、次項に定義するカードの個人会員をいい、法人会員を含みません。 2.「カード」とは、(株)JALカードが第9項に定義する提携カード会社及び株式会社ビューカード等と提携して発行するクレジットカードをいいます。 3.「カード利用額」とは、会員によるカードの利用額をいいます。但し、各種ローン、キャッシング、年会費、分割払手数料、リボルビング払手数料、その他(株)JALカードまたは提携してカードの発行を行っている他のカード会社等が別途定めるものは含みません。 4.「対象店舗等」とは、本契約に基づき、特約店制度の対象とする特約店の店舗または施設等をいいます。 5.「JALカードショッピングマイル」または「JSM」とは、会員のカード利用額に応じて、会員にショッピングマイル(以下「マイル」といいます。)またはショッピングポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与し、積算されたマイル数またはポイント数に応じた特典を提供するプログラムをいいます。 6.「JALカードショッピングマイル・プレミアム」または「プレミアム」とは、会員がカードの年会費に追加して所定の年会費を支払うことを条件に、通常マイルの付与よりも換算率が優遇されるプログラムをいいます。 7.「通常マイル」とは、クレジットカード加盟店(以下「加盟店」といいます。)におけるカード利用額に応じて会員に付与するマイルまたはポイントをいいます。 8.「エクストラマイル」とは、特約店である加盟店の対象店舗等におけるカード利用額に応じて、通常マイルに追加して会員に付与するマイルまたはポイントをいいます。 9.「提携カード会社」とは、(株)JALカードと提携してカードの発行を行っている会社のうち、(株)JALカードが指定するクレジットカード会社をいいます。本規約の最新の改定日現在では、三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジェーシービー、及び三井住友トラストクラブ株式会社をいいます。 10.「提携カード会社等」とは、①提携カード会社及び②提携カード会社とカードの加盟店業務に関連して協力関係にある他のクレジットカード会社をいいます。本規約の最新の改定日現在では、前項に定める提携カード会社3社に加え、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド及び株式会社ビューカードがこれに該当します。 11.「navi会員」とは、学生向けのカードであるJALカードnaviの会員をいいます。 12.「プレミアム会員」とは、プレミアムに参加を申し込んだ会員をいいます。 13.「本契約」とは、本規約に基づき締結される日本航空、(株)JALカード、及び特約店との間の契約をいいます。 | 第3条(用語の定義) 1.「会員」とは、次項に定義するカードの個人会員をいい、法人会員を含みません。 2.「カード」とは、(株)JALカードが第9項に定義する提携カード会社及び株式会社ビューカード等と提携して発行するクレジットカードをいいます。 3.「カード利用額」とは、会員によるカードの利用額をいいます。但し、各種ローン、キャッシング、年会費、分割払手数料、リボルビング払手数料、その他(株)JALカードまたは提携してカードの発行を行っている他のカード会社等が別途定めるものは含みません。 4.「対象店舗等」とは、本契約に基づき、特約店制度の対象とする特約店の店舗または施設等をいいます。 5.「JALカードショッピングマイル」または「JSM」とは、会員のカード利用額に応じて、会員にショッピングマイル(以下「マイル」といいます。)を付与し、積算されたマイル数に応じた特典を提供するプログラムをいいます。 6.「JALカードショッピングマイル・プレミアム」または「プレミアム」とは、会員がカードの年会費に追加して所定の年会費を支払うことを条件に、通常マイルの付与よりも換算率が優遇されるプログラムをいいます。 7.「通常マイル」とは、クレジットカード加盟店(以下「加盟店」といいます。)におけるカード利用額に応じて会員に付与するマイルをいいます。 8.「エクストラマイル」とは、特約店である加盟店の対象店舗等におけるカード利用額に応じて、通常マイルに追加して会員に付与するマイルをいいます。 9.「提携カード会社」とは、(株)JALカードと提携してカードの発行を行っている会社のうち、(株)JALカードが指定するクレジットカード会社をいいます。本規約の最新の改定日現在では、三菱UFJニコス株式会社、株式会社ジェーシービー、及び三井住友トラストクラブ株式会社をいいます。 10.「提携カード会社等」とは、①提携カード会社及び②提携カード会社とカードの加盟店業務に関連して協力関係にある他のクレジットカード会社をいいます。本規約の最新の改定日現在では、前項に定める提携カード会社3社に加え、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド及び株式会社ビューカードがこれに該当します。 11.「navi会員」とは、学生向けのカードであるJALカードnaviの会員をいいます。 12.「プレミアム会員」とは、プレミアムに参加を申し込んだ会員をいいます。 13.「本契約」とは、本規約に基づき締結される日本航空、(株)JALカード、及び特約店との間の契約をいいます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条 | 第10条(禁止事項) 1.特約店は、有効なカードを提示した会員に対し、信用販売及び特約店制度を拒否したり、直接現金払や他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金払と異なる代金を請求したり、販売金額に提携カード会社等の加盟店契約及び本契約に定める以外の制限を設けるなど、差別的取り扱いを行うことはできないものとします。 2.特約店は、法令または公序良俗に違反する態様で、物品もしくは権利の販売を行い、またはサービスの提供を行わないものとします。 3.特約店は、日本航空または(株)JALカードの信用を毀損するような行為を行わないものとします。 4.特約店は、会員による不正なマイルまたはポイントの取得を助長し、または容易にするような行為を行ってはならないものとします。 | 第10条(禁止事項) 1.特約店は、有効なカードを提示した会員に対し、信用販売及び特約店制度を拒否したり、直接現金払や他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金払と異なる代金を請求したり、販売金額に提携カード会社等の加盟店契約及び本契約に定める以外の制限を設けるなど、差別的取り扱いを行うことはできないものとします。 2.特約店は、法令または公序良俗に違反する態様で、物品もしくは権利の販売を行い、またはサービスの提供を行わないものとします。 3.特約店は、日本航空または(株)JALカードの信用を毀損するような行為を行わないものとします。 4.特約店は、会員による不正なマイルの取得を助長し、または容易にするような行為を行ってはならないものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第15条 | 第15条(規約の変更及び承認) 1.日本航空及び(株)JALカードは次項に定めるところに従い周知の上、本契約の期間内といえども、その判断により本規約を変更する(JSM、プレミアムのプログラムの内容の改定、終了、及びエクストラマイルの付与の条件変更、中止を含みますが、これらに限られません。)ことができるものとし、特約店は、これを承諾するものとします。 2.日本航空及び(株)JALカードは、本規約の一部または全部を変更する場合、JALカードホームページ(http://www.jal.co.jp/jalcard/announce/)への掲載その他(株)JALカード所定の方法により、特約店に変更内容を2ヶ月以上の期間をおいて事前に周知するものとします。ただし、特約店への影響が軽微であると認められる変更については、合理的な範囲で、事前周知の期間を短縮できるものとします。 | 第15条(規約の変更及び承認) 1.日本航空及び(株)JALカードは次項に定めるところに従い周知の上、本契約の期間内といえども、その判断により本規約を変更する(JSM、プレミアムのプログラムの内容の改定、終了、及びエクストラマイルの付与の条件変更、中止を含みますが、これらに限られません。)ことができるものとし、特約店は、これを承諾するものとします。 2.日本航空及び(株)JALカードは、本規約の一部または全部を変更する場合、JALカードWebサイト(https://www.jal.co.jp/ja/jalcard/announce/)への掲載その他(株)JALカード所定の方法により、特約店に変更内容を2ヶ月以上の期間をおいて事前に周知するものとします。ただし、特約店への影響が軽微であると認められる変更については、合理的な範囲で、事前周知の期間を短縮できるものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第19条 | 第19条(特約店に係る情報の取り扱い) 1.特約店は、(株)JALカードが特約店に係る情報につき、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。 (1)特約店の審査及び加盟後の与信管理など取引上の判断のために、提携カード会社等または企業信用データベースなどから特約店及びその代表者に関する情報の提供を受け、保有、利用すること。 (2)以下の目的のために、第21条第1項に定める承認事項及び同条第2項に定める届出事項その他クレジットカードの取引状況に関する情報について、提携カード会社等から提供を受け、保有、利用すること。 ①エクストラマイルの付与 ②特約店手数料の算出、請求、通知、精算など ③本契約または加盟店契約の遵守状況の確認 ④不正取引の未然防止、調査など 2.特約店は、提携カード会社等によるカードに関する業務の遂行のために必要な範囲で、(株)JALカードが、特約店に係る情報を提携カード会社等に提供し、当該提携カード会社等が、当該業務の遂行のために当該情報を利用する場合がありますことについて承諾します。 3.(株)JALカード及び日本航空は、特約店に係る営業上の機密を、みだりに第三者に開示または漏洩し、本契約に定める目的以外の目的に使用しないものとします。 | 第19条(特約店に係る情報の取り扱い) 1.特約店は、(株)JALカードが特約店に係る情報につき、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。 (1)特約店の審査及び加盟後の与信管理など取引上の判断のために、提携カード会社等または企業信用データベースなどから特約店及びその代表者に関する情報の提供を受け、保有、利用すること。 (2)以下の目的のために、第21条第1項に定める承認事項及び同条第2項に定める届出事項その他クレジットカードの取引状況に関する情報について、提携カード会社等から提供を受け、保有、利用すること。 ①エクストラマイルの付与 ②特約店手数料の算出、請求、通知、精算など ③本契約または加盟店契約の遵守状況の確認 ④不正取引の未然防止、調査など 2.特約店は、提携カード会社等によるカードに関する業務の遂行のために必要な範囲で、(株)JALカードが、特約店に係る情報を提携カード会社等に提供し、当該提携カード会社等が、当該業務の遂行のために当該情報を利用する場合がありますことについて承諾します。 3.日本航空及び(株)JALカードは、特約店に係る営業上の機密を、みだりに第三者に開示または漏洩し、本契約に定める目的以外の目的に使用しないものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第20条 | 第20条(日本航空または(株)JALカードに関する情報の取り扱い) 特約店は、本契約に基づいて知り得た会員番号など会員の個人情報及び(株)JALカードまたは日本航空の営業上の機密を第三者に開示または漏洩したり、本契約に定める業務以外の目的に使用してはならないものとします。 | 第20条(日本航空または(株)JALカードに関する情報の取り扱い) 1.特約店は、本契約に基づいて知り得た会員番号など会員の個人情報、第5条第3項に定める「調査」に基づいて日本航空または(株)JALカードから提供を受けた個人情報、及び日本航空または(株)JALカードの営業上の機密を第三者に開示または漏洩したり、本契約に定める業務以外の目的に使用してはならないものとします。 2.特約店は、日本航空または(株)JALカードから提供を受けた個人情報と、他の者から提供を受けた個人情報を区別して保管し取り扱うものとします。 3.特約店は、日本航空または(株)JALカードから提供を受けた個人情報を、他の者から提供を受けた個人情報又は特約店が独自に取得した個人情報と、個人情報の本人ごとに突合する処理を行ってはならないものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第21条 | 第21条(届出事項などの変更) 1.特約店は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該変更を行う日の3ヶ月前までに、(株)JALカードに対して所定の届出用紙を提出するなどの方法により、直ちに申請を行い、(株)JALカードの承認を得るものとします。ただし、(株)JALカードは、エクストラマイルの付与または特約店手数料の算出、請求、通知、精算などに支障が生じる疑いがあると判断した場合には、これを承認しないことができるものとします。 (1)(株)JALカードに届出済みの提携カード会社等の加盟店番号・クレジットカード端末番号など、本申込書の記載事項及び加盟に際して申告した諸事項に変更の必要が生じた場合 (2)提携カード会社等とは異なるクレジットカード会社に対して会員のカード利用分の売上データを計上する必要がある場合 (3)第7条第1項に定めるカード会社との加盟店契約を終了する必要がある場合 (4)携帯端末(スマートフォン・タブレットなど)によるクレジットカード決済システムを導入またはその必要が生じた場合 2.特約店は、前項第1号に定める本申込書の記載事項に関し、商号・代表者・所在地・電話番号・担当に変更の必要が生じた場合には、前項の規定に関わらず、速やかに、(株)JALカードに対して所定の届出用紙を提出するなどの方法により届け出ることをもって足りるものとします。 3.特約店は、前項の届出がないために、(株)JALカードからの通知または送付書類が、延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に特約店に到着したものとみなされても異議ないものとします。 | 第21条(届出事項などの変更) 1.特約店は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該変更を行う日の3ヶ月前までに、(株)JALカードに対して所定の届出用紙を提出するなどの方法により、直ちに申請を行い、(株)JALカードの承認を得るものとします。ただし、(株)JALカードは、エクストラマイルの付与または特約店手数料の算出、請求、通知、精算などに支障が生じる疑いがあると判断した場合には、これを承認しないことができるものとします。 (1)(株)JALカードに届出済みの提携カード会社等の加盟店番号・クレジットカード端末番号など、本申込書の記載事項及び加盟に際して申告した諸事項に変更の必要が生じた場合 (2)提携カード会社等とは異なるクレジットカード会社に対して会員のカード利用分の売上データを計上する必要がある場合 (3)第7条第1項に定めるカード会社との加盟店契約を終了する必要がある場合 (4)携帯端末(スマートフォン・タブレットなど)によるクレジットカード決済システムを導入またはその必要が生じた場合 2.特約店は、前項第1号に定める本申込書の記載事項に関し、商号・代表者・所在地・電話番号・担当に変更の必要が生じた場合には、前項の規定に関わらず、速やかに、(株)JALカードに対して所定の届出用紙を提出するなどの方法により届け出ることをもって足りるものとします。 3.特約店は、前項の届出がないために、(株)JALカードからの通知または送付書類が、延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に特約店に到着したものとみなされても異議ないものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表 | <別表> JALカード特約店手数料精算サイクル <table border="1"> <thead> <tr> <th>カード会社名</th> <th>売上集計期間</th> <th>明細書・請求書 発送日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジェーシービー</td> <td rowspan="4">(n-2)月16日 ～ (n-1)月15日</td> <td rowspan="4">n月末日頃</td> <td rowspan="4">(n+1)月27日</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJニコス</td> </tr> <tr> <td>アメリカン・エクスプレス</td> </tr> <tr> <td>三井住友トラストクラブ</td> </tr> <tr> <td>ビューカード</td> <td>(n-2)月1日～ (n-2)月末日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記カード会社以外に計上した売上も同様の精算サイクルとなります。 ※売上集計期間内の計上売上であっても、各カード会社の締切日・集計作業の関係上、精算が前後する場合があります。 ※nは月数を指すものとします。</p> | カード会社名 | 売上集計期間 | 明細書・請求書 発送日 | 支払日 | ジェーシービー | (n-2)月16日 ～ (n-1)月15日 | n月末日頃 | (n+1)月27日 | 三菱UFJニコス | アメリカン・エクスプレス | 三井住友トラストクラブ | ビューカード | (n-2)月1日～ (n-2)月末日 | | | <別表> JALカード特約店手数料精算サイクル <table border="1"> <thead> <tr> <th>カード会社名</th> <th>売上集計期間</th> <th>明細書・請求書 発送日</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジェーシービー</td> <td rowspan="4">(n-2)月16日 ～ (n-1)月15日</td> <td rowspan="4">n月末日頃</td> <td rowspan="4">(n+1)月27日</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJニコス</td> </tr> <tr> <td>アメリカン・エクスプレス</td> </tr> <tr> <td>三井住友トラストクラブ</td> </tr> <tr> <td>ビューカード</td> <td>(n-2)月6日～ (n-1)月5日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記カード会社以外に計上した売上も同様の精算サイクルとなります。 ※売上集計期間内の計上売上であっても、各カード会社の締切日・集計作業の関係上、精算が前後する場合があります。 ※nは月数を指すものとします。</p> | カード会社名 | 売上集計期間 | 明細書・請求書 発送日 | 支払日 | ジェーシービー | (n-2)月16日 ～ (n-1)月15日 | n月末日頃 | (n+1)月27日 | 三菱UFJニコス | アメリカン・エクスプレス | 三井住友トラストクラブ | ビューカード | (n-2)月6日～ (n-1)月5日 | | |
| カード会社名 | 売上集計期間 | 明細書・請求書 発送日 | 支払日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ジェーシービー | (n-2)月16日 ～ (n-1)月15日 | n月末日頃 | (n+1)月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三菱UFJニコス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカン・エクスプレス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三井住友トラストクラブ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ビューカード | (n-2)月1日～ (n-2)月末日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| カード会社名 | 売上集計期間 | 明細書・請求書 発送日 | 支払日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ジェーシービー | (n-2)月16日 ～ (n-1)月15日 | n月末日頃 | (n+1)月27日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三菱UFJニコス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカン・エクスプレス | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三井住友トラストクラブ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ビューカード | (n-2)月6日～ (n-1)月5日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |